

インバウンド・ワーキンググループの開催について

平成 26 年 11 月 5 日
医療国際展開タスクフォース決定
平成 29 年 12 月 日
一部改正案

1. 健康・医療に関する国際展開においてアウトバウンドとともに両輪となるインバウンド（外国人患者の受入れ等）の促進を図る取組を関係府省等が連携して行うため、インバウンド・ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を医療国際展開タスクフォースの下に設置する。
2. WG の構成員は次のとおりとする。議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房健康・医療戦略室長

構 成 員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（外政担当）付）
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
外務省領事局長
文部科学省高等教育局長
厚生労働省医政局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
観光庁長官
一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 理事長

3. 会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略推進室において処理する。